

平成28年9月30日

▼タイトル

指名競争入札等に係る業者の指名停止について

▼概要

高島市建設工事等指名停止要領に基づき指名停止措置を講じることにより決定しましたのでお知らせします。

記

1. 指名停止措置業者
常盤工業株式会社 滋賀営業所
(滋賀県高島市マキノ町沢461番地1)
奥村組土木興業株式会社 京都支店
(京都府京都市南区吉祥院西ノ茶屋町70番地)
鹿島道路株式会社 関西北営業所
(京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前17)
世紀東急工業株式会社 関西支店
(大阪府大阪市北区野崎町7番8号)
福田道路株式会社 関西支店
(大阪府大阪市浪速区難波中三丁目9番1号)
前田道路株式会社 滋賀営業所
(滋賀県栗東市安養寺七丁目5番7号)
日本道路株式会社 京滋営業所
(京都府久世郡久御山町市田新珠城236番1)
大林道路株式会社 京滋営業所
(滋賀県栗東市坊袋193番地)
東亜道路工業株式会社 京滋営業所
(滋賀県近江八幡市鷹飼町上蟻尾1625-10)

2. 指名停止の理由 指名停止要領第2条 別表第2 第7号(4)

【独占禁止法違反行為】

常盤工業株式会社など計9者は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する舗装工事の入札において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成28年9月6日付で公正取引委員会よ

り排除措置命令および賦課金納付命令を受けました。
このことが、高島市建設工事等指名停止要領第2条
別表第2 第7号(4)の規定に該当するので指名停
止措置を行います。

3. 指名停止期間 平成28年9月30日から3ヵ月

▼問い合わせ先

○所 属： 総務部 契約検査課

○担 当： 疋田

○電話番号： 0740(25)8501

○ファックス： 0740(25)8101

高島市建設工事等指名停止要領（抜粋）

第2条 市長は、有資格業者または有資格業者の役員（法人の代表権を有する役員または代表権を有しないその他の役員もしくは支店等の代表権を有する者をいう。）もしくはその使用人（以下「有資格者業者等」という。）が、別表第1および別表第2（以下「別表」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、別表の措置要件の区分に応じ、同表の指名停止期間の欄に掲げる期間について指名停止を行うものとする。

別表第2

（独占禁止法違反行為）

7 有資格業者等が、次に掲げる機関が発注する工事等に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。 （4）近畿府県外の他の公共機関	3月
--	----